

## 秋田都市計画区域区分の変更（秋田県決定）

秋田都市計画区域区分を次のように変更する。

## 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

## 2. 人口フレーム

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
都市計画区域内人口		333.0千人	302.3千人
市街化区域内人口		297.8千人	267.5千人
配分する人口		—	267.5千人
保留する人口		—	0千人
（特定保留）		—	0千人
（一般保留）		—	0千人

## 3. 理由

「秋田都市計画区域 区域区分見直しに関する基本方針（令和5年9月）」及び平成27年を基準年とする都市計画基礎調査により令和12年を目標年次として設定した将来フレームに基づき、市街化区域のうち、現に市街化されておらず、今後市街地整備の見込みがない下浜羽川字下野地区を市街化調整区域に編入し、計画的かつ合理的な土地利用の実現を図ろうとするものである。

## 秋田都市計画区域区分の変更（秋田県決定）新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

区分	年次	平成17年 平成27年 (基準年)	平成32年 令和12年 (目標年)	
都市計画区域内人口		336.9千人 333.0千人	325.1千人 302.3千人	
	市街化区域内人口		307.5千人 297.8千人	295.7千人 267.5千人
		配分する人口	—	288.2千人 267.5千人
		保留する人口	—	7.5千人 0千人
		(特定保留)	—	0千人 0千人
		(一般保留)	—	7.5千人 0千人

## 理由書

秋田都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域は、昭和46年3月30日に当初決定した。これまで6回の定期見直しと3回の随時見直しを経て今日に至っており、無秩序な市街化の防止、都市の健全な発展と秩序ある整備に大きく寄与してきた。

今回の変更は、「秋田都市計画区域 区域区分見直しに関する基本方針（令和5年9月）」及び平成27年を基準年とする都市計画基礎調査により令和12年を目標年次として設定した将来フレームに基づき、市街化区域のうち、現に市街化されておらず、今後市街地整備の見込みがない下浜羽川字下野地区を市街化調整区域に編入し、計画的かつ合理的な土地利用の実現を図ろうとするものである。

なお、本変更と併せ、「秋田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」についても変更を予定している。



下浜羽川字下野

No. ①

S: 1/2,500

凡例



市街化区域界



市街化区域



市街化調整区域編入地区

日本海

下浜羽川字下浜

市街化区域

下浜ポンプ場

下浜羽川字水垂

公園

下浜地区  
コミュニティセンター

下浜  
郵便局

No. ①

下浜小学校

プール

下浜羽川字下野

市街化調整区域

J R 羽越本線

グラウンド

下浜羽川字下山



SCALE 1:2,500

0 50 100 150 200 m

2-5